

鳥取県事務処理権限規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県事務処理権限規則等の一部を改正する規則

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第1条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び別表の細目の表示並びに削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び別表の細目の表示、追加項並びに追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(11) 略 (12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる <u>営繕室、市町村税制支援室、国際観光振興室、観光資源振興室、企画総務室、地域生活支援室、子ども発達支援室、子育て応援チーム、保育・幼児教育チーム、母子・児童養護チーム、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育</u>	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(11) 略 (12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる <u>情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、企画総務室、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画</u>

成室、企画調査チーム、経営支援チーム、通商物流チーム、労働政策チーム、雇用就業支援チーム、企業立地推進チーム、新事業開拓チーム、産業開発チーム、産学金官連携チーム、雇用・人材確保チーム、企画調整室、地域農業基盤室、県産材販路開拓室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(13) 会計担当職員 組織規則第16条第6項に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあつては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。

(14)～(17) 略

(専決事項)

第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。ただし、部長の専決事項のうち局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する部長の専決事項を局長の専決事項とみなす。

2 前項の場合において、商工労働部の経済・雇用政策総室及び産業振興戦略総室（以下「商工労働部各総室」という。）にあつては、局長の専決事項を商工労働部各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除く。）を商工労働部各総室に置かれた課内室長等（以下「チーム長」という。）の専決事項とみなす。

3 略

4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興戦略総室、市場開拓局、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。この場合において、商工労働部各総室にあつては、局長の専決事項を総室長の専決事項と、課長の専決事項をチーム長の専決事項とみなす。

5 庶務集中局の事務に係る部長、局長、課長、会計担当職員及び集中化業務決裁職員（集中業務課の職員のうち課長があらかじめ定める課長補佐、副主幹及

調査室、産学金官連携室、産業立地政策チーム、企業誘致推進チーム、新事業開拓チーム、雇用・人材確保チーム、障害者就業支援室、企画調整室、地域農業基盤室、林業・林産振興室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(13) 総括補佐 組織規則第16条第6項に規定する課長補佐（同条第7項の規定により課長補佐を2名以上置く場合にあつては、当該課の事務を総括する課長補佐）をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあつては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。

(14)～(17) 略

(専決事項)

第4条 部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。ただし、部長の専決事項のうち局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する部長の専決事項を局長の専決事項とみなす。

2 略

3 略

3 人権局、市場開拓局及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

4 庶務集中局の事務に係る部長、局長、課長、総括補佐及び課長補佐等（課長補佐及びこれに相当する職にあるものをいう。以下同じ。）の個別専決事項

びこれらに相当する職にあるものをいう。以下同じ。)の個別専決事項は、それぞれ、別表第4の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

6 略

7 第1項から第5項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項(課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、課内室長等に専決させることができる。

8 略

9 略

10 略

11 略

(委任決裁事項)

第6条 略

2 前項の場合において、商工労働部各総室にあっては、局長の委任決裁事項を総室長の委任決裁事項と、課長の委任決裁事項(別表第1の三の8、9及び15(二)並びに七1(一)(3)口を除く。)をチーム長の委任決裁事項とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第4までに掲げる事項(知事並びに部長、局長及び課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。

4 略

5 前各項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項(公文書に関する事務に限る。)のうち特に軽易なものについては、正当決裁権者があらかじめ定める職員に委任する。

6 略

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は 地方機関 の別	正当決裁権 者	第1順位者	第2順位者
--------------------	------------	-------	-------

は、それぞれ、別表第4の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

5 略

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項(課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、課内室長等に専決させることができる。

7 略

8 略

9 略

10 略

(委任決裁事項)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第4までに掲げる事項(知事並びに部長、局長及び課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第4までに掲げる事項(知事並びに部長、局長及び課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。

3 略

4 前3項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項(公文書に関する事務に限る。)のうち特に軽易なものについては、正当決裁権者があらかじめ定める職員に委任する。

5 略

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は 地方機関 の別	正当決裁権 者	第1順位者	第2順位者
--------------------	------------	-------	-------

1	本庁	略	
	(3)	部長	次長（次長に相当するものを含む。以下この表において同じ。）又は局長が所掌する事務に係るもの 主務次長又は主務局長 次長が所掌しない事務に係るもの 主務課長
		略	
	(5)	課長	主務課長補佐等（課長補佐及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。） 略 参事 主務係長等（係長及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。）
		略	

2 略

3 第1項の場合において、商工労働部各総室に係る決裁事項については、同項の表中「局長」とあるのは「総室長」と、「主務局長」とあるのは「主務総室長」と、「課長」とあるのは「チーム長」と、「主務課長」とあるのは「主務チーム長」とする。

4 第1項の場合において、同一順位の代決権者が2名以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じた業務を所掌する者のうちからあらかじめ正当決裁権者の定める者が代決するものとする。

1	本庁	略	
	(3)	部長	次長（次長に相当するものを含む。以下この表において同じ。）を置く部等 次長又は局長 次長を置かない部等 主務課長
		略	
	(5)	課長	課長補佐 主務係長 略 参事
		略	

2 略

3 第1項の場合において、同一順位の代決権者が2名以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じた業務を所掌する者のうちからあらかじめ正当決裁権者の定める者が代決するものとする。

		<p>のもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部</p>								<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p>		<p>14年職取票規則第85号)に基づく知事の権限に属する事務</p>												
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>の金額が600万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																				
<p>8 他部署の所管に係る営繕工事の受託の決定</p>																				
<p>9 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕</p>																				

<p>係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 委託対象設計金額(委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。総務課の項の五において同じ。)が5,000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(四) 委託対象設計金額が500万円以上5,000万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(五) 委託対象設計金額が500万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
---	---

	<p>総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
2	<p>同規則第27条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										

	<p>務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
<p>3 同規則第30条第1項の規定による調査基準価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										

<p>管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																											
<p>4 同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p>																											

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

<p>イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの</p>	<p>□ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの</p>	<p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p>	<p>(ロ) (イ) 以外のも の</p>	<p>a 東部総 合事務所 及び八頭 総合事務 所の所管 区域に係 るもの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	<p>b 中部総 合事務所 の所管区 域に係る もの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>	<p>c 西部総 合事務所 及び日野 総合事務 所の所管 区域に係 るもの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>	<p>(三) 委託対象設 計金額6,000万 円以上の委託業 務に係るもの</p>	<p>(四) 委託対象設 計金額600万円 以上5,000万円未 満の委託業務に 係るもの</p>	<p>(五) 委託対象設 計金額600万円 未満の委託業務 に係るもの</p>	<p>(1) 建築工事 に係るもの</p>	<p>イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの</p>	<p>□ イ以外の もの</p>	<p>(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	<p>(ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>	<p>(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>	<p>(2) 設備工事 に係るもの</p>	<p>イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの</p>	<p>□ 請負対象</p>
---	---	---	-------------------------------	---	----------------------	--	----------------------	---	----------------------	---	---	---	---------------------------	--	----------------------	---	----------------------	--	----------------------	---	----------------------	---------------------------	---	---------------

	<p>るもの</p> <p>八 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 設備工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>八 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(3) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>八 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>							
2	<p>同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>							

事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの		所長
<p>3 同規則第19条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の</p>		<p>東部総合事務所長</p>
		中部総合事務所長
		西部総合事務所長
		東部総合事務所長
		中部総合事務所長
		西部総合事務所長

<p>所管区域に係るもの</p>																									
<p>4 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの (2) (1)以外のもの イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所長</p>		<p>中部総合事務所長</p>		<p>西部総合事務所長</p>														
<p>5 同規則第23条第1項の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象</p>							<p>東部総合事務所長</p>		<p>中部総合事務所長</p>		<p>西部総合事務所長</p>														

<p>設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外 a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 c 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>					<p>東部総合事務所 中部総合事務所 西部総合事務所</p>												
<p>6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額、総務課の項の六において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>																	
<p>7 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 (2) 中部総合事務所 (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>					<p>東部総合事務所 中部総合事務所 西部総合事務所</p>												
<p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p>																	

<p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費 (請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。総武課の項の五において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																							
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>							東部総合事務所長		中部総合事務所長		西部総合事務所長												
<p>10 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象</p>							東部総合事務所長		中部総合事務所長		西部総合事務所長												

	<p>設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
11	<p>同規則第36条第7項 第7条後段 第39条第5項 第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 工期の変更</p> <p>(イ) 建築工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所</p>				<p>東部総合事務所長</p>										